

平成27年第1回砂川市議会定例会

平成27年3月13日（金曜日）第4号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第13号 砂川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第14号 砂川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について
- 議案第23号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市行政手続条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について
- 議案第27号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第28号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第29号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第30号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 議案第31号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定につ

いて

- 議案第 3 2 号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
- 議案第 3 3 号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第 3 4 号 市道路線の変更及び認定について
- 議案第 7 号 平成 2 7 年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8 号 平成 2 7 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9 号 平成 2 7 年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第 1 0 号 平成 2 7 年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第 1 1 号 平成 2 7 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 1 2 号 平成 2 7 年度砂川市病院事業会計予算
[第 2 予算審査特別委員会]

散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 3 号 砂川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第 1 4 号 砂川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について
- 議案第 2 3 号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 砂川市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 7 号 砂川市行政手続条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 8 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 9 号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 0 号 砂川市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 2 号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例等の一部を改正する条例の制定について

- 議案第26号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について
 議案第27号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
 議案第28号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
 議案第29号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
 議案第30号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
 議案第31号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
 議案第32号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
 議案第33号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
 議案第34号 市道路線の変更及び認定について
 議案第7号 平成27年度砂川市一般会計予算
 議案第8号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計予算
 議案第9号 平成27年度砂川市下水道事業特別会計予算
 議案第10号 平成27年度砂川市介護保険特別会計予算
 議案第11号 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第12号 平成27年度砂川市病院事業会計予算
 [第2 予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議 長	東	英	男	君	副議長	飯	澤	明	彦	君
議 員	一ノ瀬	弘	昭	君	議 員	増	山	裕	司	君
	増	井	浩	一	君		水	島	美	喜
	多比良	和	伸	君			土	田	政	己
	小	黒	弘	君			北	谷	文	夫
	尾	崎	静	夫	君		沢	田	広	志
	辻		勲	君						

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長 善 岡 雅 文

砂川市教育委員会委員長	中 村 吉 宏
砂川市監査委員	奥 山 昭 子
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	渡 邊 勝 郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
病院事業管理者	小 熊 豊
総務部長兼 会計管理者	湯 浅 克 己
市民部長	高 橋 豊
経済部長	佐 藤 進
経済部審議監	田 伏 清 巳
建設部長	古 木 信 繁
建設部技監	山 梨 政 己
病院事務局長	氏 家 実
総務課長	安 田 貢
政策調整課長	熊 崎 一 弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	和 泉 肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	湯 浅 克 己
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	佐 藤 進
-----------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 局 長	河 端 一 寿
事 務 局 次 長	高 橋 伸 二
事 務 局 主 幹	佐々木 純 人
事 務 局 係 長	杉 村 有 美

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第13号 砂川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第14号 砂川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について
- 議案第23号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市行政手続条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市高齢者等安心住まい（住宅改修）助成条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について

- 議案第27号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第28号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第29号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第30号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 議案第31号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第32号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
- 議案第33号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第34号 市道路線の変更及び認定について
- 議案第7号 平成27年度砂川市一般会計予算
- 議案第8号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第9号 平成27年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第10号 平成27年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第11号 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第12号 平成27年度砂川市病院事業会計予算

○議長 東 英男君 日程第1、議案第13号 砂川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、議案第14号 砂川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について、議案第23号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市行政手続条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 砂川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について、議案第27号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第28号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第29号 砂川市南地区コミュニティセ

ンターの指定管理者の指定について、議案第30号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について、議案第31号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第32号 砂川市公民館の指定管理者の指定について、議案第33号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について、議案第34号 市道路線の変更及び認定について、議案第7号 平成27年度砂川市一般会計予算、議案第8号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成27年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成27年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第11号 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 平成27年度砂川市病院事業会計予算の27件を一括議題とします。

各議案に対する総括質疑に入ります。

これより議案第13号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第13号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第14号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第14号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第23号、第24号、第21号、第16号から第20号まで、第22号及び第25号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 私は、議案第23号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑をさせていただきます。

この条例の改正は、提案説明にもありましたように介護保険料の改定と介護予防・日常生活支援総合事業実施の猶予に関するものと思われます。まず、第1点目として、介護保険の改定の基本的な考え方についてお伺いをいたします。砂川市の介護給付費準備基金の総額は、平成26年度末の見込みで幾らになるのか。また、この準備基金を幾ら取り崩して介護保険料の改定に活用したのかお伺いをいたします。

もう一点は、北海道の介護保険の財政安定化基金の砂川の分は幾らあるのかお伺いをいたします。

次に、提案説明では、政府の昨年6月に成立した医療介護総合法では要支援の訪問介護とデイサービスを介護給付から外し、市町村の地域支援事業に移行させ、開始を第6期計画が始まる2015年度とされておりましたが、提案説明では地域支援事業への移行は来年度1月1日とのことでしたが、ことし4月1日から移行できない理由についてお伺いをい

たします。また、要支援者のサービスは、これまでと変わるのか、変わらないのかお伺いいたします。

もう一点は、新たに介護支援の認定を受ける方の権利は、これは変わるのか、変わらないのかお伺いして、第1回目の質疑といたします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 私から順次ご答弁申し上げます。

1点目の介護保険料改定の基本的な考え方についてご答弁申し上げます。初めに、介護給付費準備基金につきましては、本年3月末現在の残高は約1億1,200万円となりますが、4月以降に平成26年度に係る基金の取り崩し等を行う予定であり、その後の基金残高は約8,900万円程度となる見込みであります。第6期計画期間におきましては、この基金残高のうち6,000万円を取り崩すこととして介護保険料の増加を抑制したところであります。

次に、介護保険財政安定化基金の砂川市分につきましては、北海道に市町村の介護保険財政の安定化を図るため資金の交付や貸し付けを行うことを目的とした基金が設置されておりますが、市町村ごとの管理を行っていないことから、砂川市の残高を把握することはできませんでした。

続きまして、介護予防・日常生活支援総合事業が地域支援事業に4月1日から移行できない理由についてご答弁申し上げます。介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業につきましては、昨年6月に公布、施行された医療介護総合確保推進法に基づき本年4月より実施されることとなりましたが、市町村の条例で定める場合にはその施行が平成29年3月31日まで猶予されたところであります。また、地域支援事業につきましては、被保険者が要支援、要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、地域独自で行うことができる事業であり、平成18年度から制度化されております。砂川市では、総合事業を地域支援事業に移行するに当たり、介護サービス事業者等との調整など準備期間が必要となることから、平成28年1月1日から実施する予定であります。

次に、要支援者へのサービスにつきましては、予防給付のうち訪問介護及び通所介護を市町村が実施する地域支援事業として提供するものであり、総合事業に移行後もこの2つのサービスを提供している現行の介護サービス事業者をそのまま利用することも可能であります。新たな事業を加えることとなりますので、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築するため生活支援コーディネーターやサービスの提供主体などが参画する協議体を設置し、サービス等を検討することとしております。

次に、要支援認定につきましては、総合事業に移行した後も現行と同様の手続で、心身の状態に応じ必要な介護サービスを受けることができるものであります。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

まず、介護保険料の改定について伺います。今ほどご答弁では介護給付費準備基金は1億1,200万ほどあるのですが、平成26年に取り崩して、年度末には8,900万というふうにご答弁されました。そのうち6,000万を取り崩して介護保険料を月額200円、4.5%の引き上げにするということですね。高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に当たって、昨年6月から7月にかけて行った高齢者の方々へのアンケート調査を見ますと、介護保険のサービスの水準と介護保険料についての調査結果では、保険料も介護保険サービスも今くらいが妥当と答えた人が圧倒的に多くて165名、介護保険サービスの充実より介護保険料が安いほうがよいと答えた人がこれまた95名と、合わせて大多数の、合計260名の圧倒的な方々が保険料の引き上げを望んでいないわけでありまして。したがって、住民の声を尊重して介護給付準備基金をもう少し取り崩したり、それから道の財政安定化基金は砂川分はわからないということなのですが、しかしこれも活用ができるというふうに私たちは聞いているのですが、これ活用できるのかどうかはわかりませんが、そういうものを含めてもう少し検討して、介護保険料の引き上げを抑制することができなかつたのかどうか、この辺についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、地域支援事業についての移行は2年間の猶予期間があるということで、砂川市は介護事業者との調整などを含めて来年の1月1日と。私はちょっとわからないのは、なぜ新年度からしないで、年度当初からしないで1月1日になったのかというのが、2年間の猶予期間があるわけですから、平成28年4月から実施してもいいのではないかと思いますのですが、なぜ1月1日から実施されるのか、この辺についてまずお伺いいたします。

それから、サービスについては、今ご説明ありましたように、場合によってはよくなる中身もあると。多様なサービスが提供できるというふうにご答弁いただいたのですけれども、

これは今までよりもよくなるというふうに理解したほうがいいのかどうなのか、その辺についてのお考えをお伺いします。

それから、新たに要支援者の認定を受ける権利はこれまでと変わらないということなので、これはぜひ本当にしっかりと認定をしていただいて、必要な方にサービスをしていただくということで、認定が厳しくなるとかそういうことにならないよう、ぜひ要支援者の皆さんが生活ができるようにしっかりと認定をしていただきたいというふうに思いますので、この点は変わらないということですからご答弁要りませんが、以上2回目の質疑といたします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、順次ご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、砂川市の準備基金、もう少しこの分を活用して保険料を下げられなかつたのかということですが、まず実際に平成26年度の末にいきますと約8,900万という

ことで先ほどお話をさせていただきましたが、ただこれも決算見込みの段階ということでございますので、まだ平成26年度の給付費が確定をしていないということがありますので、ここの部分は間違いなく8,900万残るかどうかというのは本当に年度末になってみなければわからないというのが一つございます。

それから、砂川市の場合、算定した金額を円単位まで算出をしまして、100円未満を除くということで、結局四捨五入ではなくて出た端数はそのまま入れないで100円単位にするという手法をとっておりますので、実際きちんとした算式でいきますと4,655円という数字が出てきます。1,000万の基金をおろしますと約50円落とせるということになりますので、もし1,000万入れたとしても4,600円は変わらないということになりますし、もし2,000万入れますと、あと数百万ですので、年度末にこの基金が枯渇するということが十分考えられますので、今想定できる範囲の中では最大限おろして保険料に最大限影響、つまり下げるという観点から6,000万を入れさせていただいて、4,600円という基準額にさせていただいたということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから次に、道の安定化基金でございますが、こちらのほうは平成24年度に都道府県の基金がこれほど持っていないかということ、臨時的に各市町村に交付されたというのがございますが、そもそもこの道の基金につきましては緊急的なもの、災害ですとか特に基金が枯渇したとか、そういう場合に貸し付ける、交付するというものなものですから、通常の中ではその基金を借りたり、交付を受けたりということとはできない状況になっております。砂川市におきましては、基金が枯渇するということで平成20年度に約400万ほどこの基金からお借りをしたということがありますが、これはやはり緊急的、臨時的な措置ということに限りまますので、通常の中ではそれを交付いただけないということでございます。

それから、続きまして地域支援事業、総合事業をなぜ28年の4月ではなくて28年の1月からやるのかということでございますが、こちらのほうは実際、地域支援事業というのは市町村事業に入ってきますので、こちらのほうに入れることによって、つまり先ほどもお話ししましたけれども、要支援者、あるいは要支援を受けていない方も多様なサービスを受けられるという部分が一つございます。それから、金額的にも今の制度を維持するよりは、ボランティアさんを活用して新しい地域支援事業を総合事業として行ったほうが少し市のほうの経費も下がっていく。それから、受ける受益者の高齢者の方もサービスの枠が少し広がるということになっておりますので、そういった意味でも砂川市としてはできるだけ早くこの総合事業に移行をさせていただきたいというふうに思っています。近隣市町でいきますと、空知10市、それから中空知5町、この中で27年4月から総合事業を地域支援事業に移行させるところは今のところございません。27年度中に行うのが砂川市を含めてあと1町ということですので、他のところについては28年4月以降に実施

ということで聞いてございます。

それから、今もちょっとご答弁しましたけれども、要支援のほう、このサービスのほうについては、総合事業に移ったとしても、先ほども1回目でご答弁しましたけれども、現在の介護事業所が行う介護サービスというのはそのまま継続できます。それがなくなるということはありません。ただ、そこの部分の一部を市町村事業として行うということになりますので、高齢者の方から見るとそのサービスの範囲といいますか、その幅が広がるということになります。

以上でございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 基本的にはわかりました。見込みで8,900万あるけれども、これを全部取り崩してしまうと大変なことになるので、最大限6,000万を取り崩して、200円の引き上げ、いわゆる4.5%の引き上げに抑えたというふうに理解していいのかなというふうに思います。本来であれば介護保険料は引き上げないでほしいというのが先ほどのアンケートにもありましたように多くの皆さんの声なのですが、ただこれは介護保険制度は国の制度でありまして、砂川市の状況を見ましても、この近隣市町村から見ても引き上げ幅も少ないし、また介護保険料も高いほうではないわけでありまして、皆さんの努力のせいもあるのではないかなというふうに思いますが、やはり今、年金も引き下げられたり、あるいは消費税が増税されたり、高齢者の負担が非常に多くなっているわけですから、少しでも介護保険料あるいは国民健康保険料、その他社会保障費の負担を軽減するというのが市町村の、国のほうではそういうふうに引き上げていくのですが、それを軽減するのが市町村の役割でないかなというふうにも思っておりますので、その辺では4.5%の引き上げについては理解いたしましたので、これで総括質疑を終わります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私も議案第23号の介護保険条例の一部改正についての総括質疑を行います。

先ほど土田議員からもお話があったのですけれども、今回4,600円、月額ですけれども、4,600円にする根拠としましては、平成27年度から29年度までの介護保険事業運営のいろいろな在宅サービスあるいは施設サービスをもとにして算出されていることと思っているのですけれども、まず第1点としては、この27年度から29年度の介護計画の中で特に施設系の特色ある事業がどんな事業があるのか、そちらのほうをお伺いしたいと思います。

それから、今も少し出てきましたけれども、砂川市は4,600円ということになりますけれども、周辺自治体の保険料がわかっているれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) それでは、順次ご答弁をさせていただきます。

まず初めに、新たな3年計画の中での施設整備等の関係についてご答弁を申し上げます。この計画の中におきましては、介護給付費、ソフト、あるいは施設給付費というのがありますが、この中では施設給付費というのはかなり大きな部分を占めるものでございます。新たな施設サービス等につきましては、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする第6期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画におきまして介護基盤の年度ごとの整備計画を明らかにしております。平成27年度におきましては、入居する要介護者等に対し、入浴、食事その他日常生活の世話などを行う特定施設入居者生活介護の施設1カ所について予定しているところであります。なお、特定施設とは、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームをいい、指定基準を満たすことで特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けることができるものであります。

次に、平成28年度には、小規模な居宅系のサービスで登録された利用者を対象に通いサービスを中心として利用者の形態や希望に応じて訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせてサービスを提供する、小規模多機能型居宅介護の事業所1カ所について予定しているところであります。

次に、平成29年度には、基本的に施設が所在する市町村に居住する方が利用することができる、定員29名以下の小規模な特別養護老人ホームである地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設1カ所について予定しているところであります。

次に、近隣市町の介護保険料についてご答弁申し上げます。第1号被保険者の介護保険料につきましては、3年に1度策定される介護保険事業計画において推計される介護サービスの供給量などに基づき各市町村の条例により定められるものであります。現時点での近隣市町の介護保険料に係る情報につきましては、各市町の担当者からの情報などに限られておりますが、手元で集計したところでは、基準額はおおむね月額4,600円から5,300円程度でございました。

以上であります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 施設系のサービスの関係を聞いたのですけれども、一番最後の29年の特別養護老人ホームというのは皆さんわかりやすいだろうとは思いますが、この介護保険の施設って言い回しがとっても難しく、具体的にどんなのだろうというのがなかなか伝わりづらいと思うのですけれども、今平成27年、28年、29年と施設がふえていく、要するに今後は在宅が中心であるといいながらも、やはり高齢化がとて高くなるこの砂川市の中で、いざとなったときに安心して行ける施設が少しふえてくるというようなご答弁だったのですけれども、特別養護老人ホーム以外もうちょっと具体的にわかりやすくどういう施設なのか、例えば皆さん一戸建ての住宅、特にきょうも大雪ですけれども、除雪や何かとてもではないけれども年寄りだけではなかなか大変なのだということが

よくあります。例えば、今は砂川市ではないですけども、サービスつきの高齢者住宅とか、そんなようなものもある程度計画されたり、予定があるのかどうかあわせてお伺いをしたいと思います。

それと、特別養護老人ホームといえば砂川市では福寿園ということになるわけですけども、待っている方がとても多いということがある中で、平成29年、最終年度になるのですけれども、市内の方に限定するような形で29名以下の特別養護老人ホームができるということが今話されたわけなのですけれども、29年、まだ先にはなるのですけれども、大体この計画としてはどの辺にできるのか。今現在わかるかどうかなののですけれども、その辺もお伺いをしたいと思います。

それから、最終年度としてもこの特別養護老人ホームが29名以下で、最高で29床ということになるのですけれども、今までも特別養護老人ホームをつくるということは市長の公約でもあったし、課題でもあったと思うし、市民の皆さんの要望でもあったと思うのですけれども、これをつくることによってかなり介護保険料が上がってしまうというのが一つのネックであったというふうに思うのです。今4,400円から4,600円、前回からすると200円のアップで済んでいるのですけれども、このお金がかかる、多分に特別養護老人ホームをふやすことによって介護保険料がアップすると言われてきているものが、最終年度以降、こういう施設介護が行われるがために次の期に一気に保険料が上がってしまうのではないかと、今回は4,600円で抑えられたとしても次期、いわゆる30年度ですか、一気に上がってしまうのではないかと、ちょっと心配もあるのですけれども、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、順次ご答弁をさせていただきます。

まず、先ほどご説明した特定施設と小規模多機能型居宅介護施設ということでございますが、この特定施設は先ほどもご答弁したように、有料老人ホーム等の機能を備えていればこれを特定施設として認めますよということになっておりますので、基準としては有料老人ホーム、それから養護老人ホームですとか、そういう機能を備えるということになりますので、例えば先ほどお話もありましたけれども、サービスつき高齢者住宅というのを建てて、通常ですとそこに介護サービスを受けるためには外部から介護事業者が入ってきていただいて介護サービスを受けるということになりますが、例えばこのサービスつき高齢者住宅が特定施設の認定を受けると、その中で介護事業者としてそこで見る事ができるということになりますので、こういった複合的な施設になりますと、入った方については外からではなくて入っている間に中にいる職員に介護が受けられるということがありますので、この特定施設というのはほかのそういう用途にありながら、そういう認定を受けるといようなことをご理解をいただければというふうに思います。

それから、小規模多機能型居宅介護につきましては、通所型ですとか宿泊ですとか、こ

それを複合型に使えるということで、もちろん施設としてそこに短期的に入所することもできますし、在宅にいるときにはその多機能施設から訪問をしてサービスをすることもできます。あるいは、その中間であれば、例えば在宅からその小規模多機能施設に通所をして、そこで介護を受けることができる、つまり3つの役割を果たすという複合的な施設でございますので、体が少し悪いのだという時期には例えば入所をする、少しよくなった場合には在宅で通所をしたり、訪問がしてもらえるとということで、こちらのほうについては今法律が改正されまして定員としては29名以下ということになると思いますので、こちらのほうは法律が変わらなければ平成28年度には29名以下の小規模多機能施設ということでの開設を予定しているということでございます。

それと、今も申し上げましたけれども、サービスつき高齢者住宅ということでございますが、このサ高住につきましては私どものほうで今お伺いしているのは、現実的に1カ所お伺いをしています。それから、これから具体的に話を進めたいという部分についても1カ所お伺いをしています。ただ、サービスつき高齢者住宅につきましては、市が関与をせずに北海道の委託機関に直接申請をして、建設をするということになりますので、ちょっと周りからの情報ということでご理解をいただければというふうに思います。

次に、特養、特別養護老人ホームですが、これが平成29年度に建設を予定しておりますけれども、29名以下ということでございますが、こちらのほうの予定はいつごろになるかということでございますが、この特別養護老人ホームを増床あるいは建設することになりますと、現在の法律上は市町村、地方自治体か社会福祉法人でないといけないということになっておりますので、砂川市においてこの施設を今運営しているのは福祉会さんだけということになりますので、当然その29年度になる前に事前の打ち合わせをしていながら、29年度中のいつごろ建設ができるのかということの協議が必要ということになってきますので、実際に開設される時期というのは、今の時点では大変申しわけありませんが、29年度中ということでご理解を賜りたいというふうに思います。

それと、この特別養護老人ホーム、29名以下ではありますけれども、これをつくりますと介護保険料にどう影響するのかということでございますが、いずれにしてもこの施設系というのは介護保険料にやはり大きく左右されますので、この第6期、平成27年から29年までについては本当に最後の年度だけということになりますから、ここにプラス平成30年度以降はこの29名以下の特養の部分が入りますので、当然介護保険料を上げるという要因にはなると思います。ただ、砂川市の場合はこの施設系とあわせて、先ほどもお話をさせていただきましたが、地域支援事業を充実させる、つまりソフト、予防、健康、こういうものをセットで組み合わせていくということになりますので、もちろん施設系ができるとうがる要因にはなりますけれども、そういう事前のソフト部分についても力を入れていながら、極力介護保険料には影響させないような形で取り進めたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第23号、第24号、第21号、第16号から第20号まで、第22号及び第25号の一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第26号から第34号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 私は、公民館と体育施設の関係での指定管理者についての総括を行いたいと思います。

昨年の9月でして、私も一般質問を行って、公民館あるいは体育施設の関係、NPO法人ゆう、いろんなこれまでの教育委員会とのかかわりの中で問題が解決できないまままでこの年度を迎えたのではないかという質問をいたしました。その後、また同じように特定非営利活動法人のゆうが指定管理者ということになったわけですが、前回いろいろなお話がされていた点と、今回当然ゆうとの間でもいろいろな話し合いが行われた結果として指定管理者を受けようという形になったのではないかというふうに思うわけですが、改善されたというか、前回とはまた変わった点などがあればお伺いをしたいと思います。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君（登壇） 公民館並びに体育施設の指定管理について話し合いの結果どういう改善がなされたかについてご答弁申し上げます。

NPO法人ゆうは、公民館並びに体育施設の指定管理者として6年の実績があり、施設の管理に関する知識、能力、信頼性は非常に高く、教育委員会といたしましても高く評価させていただいているところであります。さらに、将来的に指定管理者の自助努力による自主運営等が期待されること、市民との協働の観点からNPO法人ゆうに指定管理を更新願いたく、昨年7月から協議を進めてまいりました。

現在の指定管理に対する課題に対しましては、NPO法人ゆうと教育委員会との懇談会を5回開催し、その解決へ向けて意見交換を行ってきたところであります。その主な内容につきましては、職員の待遇に関するもの、事業実施のあり方に関するもの、地域交流センターとの会計制度の違いに関するものなどでありました。その結果として、NPO法人ゆうの体育館事務所に勤務する職員と地域交流センターに勤務する職員の雇用条件の整合性を図ること、事業実施に当たって教育委員会とNPO法人ゆうとの協力体制などを強化していくため双方が主催となって事業を推進していくこと、事業実施に当たり支出している補助金から人件費分を委託料に算定し直し、管理費との区分を明確にすることなど改善を図るとともに、会計制度などについては直ちに改善することが難しいことから、継続的に協議を行っていくことなどについて双方合意に至っております。

NPO法人ゆうにおいても砂川市が進める協働のまちづくりへできる限り協力をしていきたいとの考えのもと、平成27年度から3年間の指定管理につきまして、1月26日開催の理事会、2月16日開催の臨時総会においてご協議いただき、承認をいただいたところであります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今次長がお答えになったわけですが、NPO法人ゆうのほうを受けるということを理事会で決められたということですので、その点について何を言うわけでもないのですが、ただ相変わらず教育委員会としては課題は残っている、改善すべき点はあるというふうにおっしゃったわけで、その改善していく方法なのですが、またこれずっとそのまま置いておけば時間ばかりがたって行って、3年後にまた同じことがということも可能性としてはあるなというふうに思うわけです。公民館の場合はゆうのやることというのはほとんど作業する方々の労務契約みたいな関係、ただ体育施設に関して言うとやっぱりそれよりももう少し企画なり、あるいは経営なりを賄っていくという方向性があるようにも思うわけですが、教育委員会としてはそこら辺のところをどういうふうに考えていこうとするのかなというふうに思うのです。

この前もお話ししましたが、公民館はほとんど直営という感じでやっているが、体育施設のほうはそうではない。職員、正職員も体育館のほうにはいたりとか、もう少し早い段階で整理をしていかないとゆうのほうの覚悟もなかなかできていかないのではないかなというふうに思うわけです。要するに地域交流センターゆうのような形で体育施設もやってもらおうというのを基本的に考えていくのか、あるいは直営でもいいのかなと考えているのか、この辺のところを今直ちにとということではないのだけれども方向性として、今回の話し合いを通じてどういうふうに教育委員会としては思っているのかをお伺いします。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 今後の方向性というご質問でございます。今ほど議員さんからご指摘いただきましたとおり、教育委員会といたしましてはあくまでもゆうのほうの事業運営と同様な形でスポーツ振興事業についても運営をしていただくことが一番だというふうに考えてございます。そういう方向性につきましては、今後3年間で十分協議をしてまいりますし、そういう方向性が定まれば条例改正等も行いながら、現在のゆうと会計制度の一致も図られるというふうに考えてございます。ただ、今の時点での教育委員会としての考えということでございますので、この点につきましてまた今後ゆうと十分協議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第26号から第34号までの一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第7号の総括質疑を行います。

議案第7号に対する総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時56分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

議案第7号の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 (登壇) それでは、議案第7号、平成27年度一般会計予算について総括質疑をさせていただきますけれども、私は大きく1点のみであります。8款土木費、5項2目住宅管理費で二重丸のハートフル住まいる推進事業に要する経費についてお伺いいたします。

予算書の167ページには高齢者等安心住まいる住宅改修補助金で214万円、永く住まいる住宅改修補助金で1,040万円、まちなか住まいる等住宅促進補助金で1,988万円、老朽住宅除却費補助金で250万円、住宅用太陽光発電システム導入費補助金で180万円の総額3,672万円が計上されているところでございます。しかし、これら予算の先議議案として、議案第25号 砂川市高齢者等安心住まいる(住宅改修)助成条例等の一部を改正する条例の制定についてで、条例の失効に関する附則規定を現行の平成27年3月31日を平成28年3月31日に1年間延長する内容の改正案が提案されているところでございます。この制度は、皆さんご承知のとおり、平成18年度より3年間の期限つき時限立法的なものとして、これまで3度にわたり期限の延長の条例一部改正を行いながら事業を実施してきたものでございます。今回は、提案説明にもありましたとおり、1年間の失効期間を延長しなければ3月31日以降に工事が完了する方々を現行制度のままでは救済できないためのものであると理解しているところでございます。また、市長も予算編成方針の中でも民間住宅の施策につきましては、ハートフル住まいる推進事業としてまちなか居住の促進、良質な住宅ストックの形成と定住促進並びに地元企業の利用促進を図ってまいりますと申し述べられているところでもございます。

そこで、今回予算上お伺いしたいのは、これまで3年間の時限立法ではありましたがけれども、その条例を根拠にこの制度が担保されていたわけでありましてけれども、今後については事実上平成28年3月31日をもって同条例が失効してしまうと思われ、後の事業については市長の政策的な予算計上として実施されていくことになるかと予測されるのと同時に、予算計上されないとした場合、制度の廃止もあり得るのか危惧しているところでございます。そのことから、平成27年度一般会計予算に計上されておりますハートフル住まいる事業の内容と今後の展開をどのようにされようとしているのかを具体的にお伺いいた

します。

私の質疑につきましては以上でありますけれども、初回の質疑を終えるに当たり一言申し添えさせていただきたいと思っておりますけれども、質疑の趣旨をより正確かつ明瞭なものとするために発言の中におきまして一部予算先議議案の内容に触れさせていただきましてけれども、本質疑の内容、趣旨につきましては議案第7号、平成27年度一般会計予算の範囲を逸脱するものではないことを改めて表明し、私の総括質疑の初回とさせていただきます。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君（登壇） ハートフル住まいる助成事業の内容と今後の展開についてご答弁申し上げます。

まず最初に、今までの事業の実績と事業効果からご答弁させていただきます。ハートフル住まいる推進事業につきましては、砂川市住宅マスタープランにおける重点プロジェクトの推進施策として定住促進、まちなか居住の誘導、良質な住宅ストック形成などを目的として、高齢者等安心住まいる住宅改修、永く住まいる住宅改修、まちなか住まいる等住宅建設、または購入の助成事業を平成18年度から実施してまいりました。この3事業の平成27年2月末までの実績は、交付件数が658件、交付額1億9,671万9,000円、交付額に対する対象工事額は67億3,047万1,000円で、事業の内訳は高齢者等安心住まいるが交付件数74件、交付額1,082万8,000円、交付額に対する対象工事額が1,956万円、永く住まいるは交付件数232件、交付額4,474万4,000円、交付額に対する対象工事額が5億3,345万3,000円、まちなか住まいるは交付件数352件、交付額1億4,114万7,000円、交付額に対する対象工事額は61億7,745万7,000円となっております。これまで多くの市民の方々に利用されており、制度利用者へのアンケート調査によりますと住宅改修や住宅建築の動機づけになったと回答されていることから、定住促進などの事業目的に大きな効果があったと考えております。

また、地元企業の受注率は、高齢者等安心住まいるが83.8%、永く住まいるは70.7%、まちなか住まいる等は42.5%となっており、地元企業の契約額は約23億9,960万円であり、地元企業が受注したことによる経済波及効果は約33億5,870万円と推計され、さまざまな消費活動や雇用拡大にも結びついてきたものと考えております。

現行の事業は、砂川市住宅マスタープランに基づくものであり、平成26年度をもって終了することから、住宅マスタープランにかわり今年度新たに砂川市住生活基本計画を策定いたしました。この計画は、平成27年度から10年間にわたる砂川市の住宅施策の展開、推進施策について市民の委員が参加した策定委員会で策定したもので、民間住宅への助成事業の必要性と継続が望まれているなどの意見が出されたことから、今後の民間住宅施策の重点プロジェクトとしてハートフル住まいるプロジェクトを位置づけ、定住促進、

まちなか居住の誘導、良質な住宅ストック形成、地域関連企業に寄与させ、住みかえ支援プロジェクトを補完するために事業を充実させて継続を図ることといたしました。

新たな制度は、これまでよりも利用しやすくなるために一般リフォーム工事の補助対象工事額の下限額を引き下げ、さらに地元企業の受注拡大に寄与するために現行助成率の上乗せと上限額の引き上げや中古住宅の流通を促進するために助成率を引き上げることとし、この砂川市住生活基本計画の計画期間に展開する新たな補助制度として平成27年4月1日から要綱で実施してまいります。

新たな制度で見直しを行った主なものは、高齢者等安心住まいるで市内企業の助成率を5分の4、上限額は22万円に引き上げます。永く住まいるの一般リフォーム工事は、対象となるリフォーム工事の下限額を現行の100万円以上から50万円以上に引き下げ、市内企業の助成率を20%、上限額は40万円に引き上げ、同じく永く住まいるの耐震改修工事は市内企業の助成率を20%、上限額は50万円に引き上げます。まちなか住まいるは、市内企業でまちなか居住区域内の助成率を5%、上限額は120万円に引き上げ、市内企業でまちなか居住区域外の助成率を4%、上限額は100万円に引き上げます。中古住宅の購入については、まちなか居住区域内の助成率を建築後の年数により3%から5%引き上げ、まちなか居住区域外の助成率を建築後の年数により2%から4%引き上げ、建築後の経過年数の長期のもの助成率を高くし、中古住宅の流通を図ってまいります。

なお、制度の概要については、市民の方々に広くご利用をいただくため、今月初めから広報などにより周知を図っているところであります。

○議長 東 英男君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 ただいま私の質疑に対しましてのご答弁いただきました。

私は、この制度につきまして、学童保育とかもそうなのですけれども、すごく思い入れがあるといいますか、これまで注視してきた制度の一つでありまして、非常にこれは砂川市にとって目玉政策といえましょうか、全国的にも評価されている制度だと思っております。この制度が始まる平成18年には、そのときはたしか私の記憶が正しければ全国で120前後の自治体しか、このいわゆるリフォーム助成制度というのはやっていなかったのです。今現在ですと全国で600を超える自治体が行っているわけなのですけれども、その中でも砂川市のこの3本に分けた住宅リフォームの永く住まいるですとか高齢者安心住まいる等々、これは非常にその幅が広く、利用しやすいということで、金額の多寡はこれは各自治体によってまちまちですけれども、利用しやすいという面では本当に高く評価されているというふうに私も聞いております。そういった意味では、砂川に私も住んでいまして非常に鼻が高いかなという、そんな思いでいっぱいあります。

また、今回は、条例は結果としてなくなってしまうけれども、これまで以上に事業の内容を充実させた中で継続していくのだということのご答弁で、これまで以上に市内業者の方々の受注機会の拡大といえますか、そういったものを狙って助成率を上げていたり、

また上限額も上げていったりということで、これは非常にいいことだなというふうに思います。この制度を18年に行われたときも、本当はもともとの制度はリフォームではなくて、新築住宅を購入されたときに一定程度助成していきますよという内容のもので、本当にきのうのように私も思い出すのだけれども、部長さんもそうですけれども、課長さん初め原課の全ての方々の本当に創意工夫で、知恵を出し合って仕上げたという物すごく大変だったのだなというふうなことも聞いていますし、そんなことを思い出すわけなのですけれども、そういった意味からして今回新たな見直しを行ってということは、やはりそのとき、そのときの実情なり、社会情勢の変化、こういったものに柔軟に対応していく姿勢のあらわれだなというふうに思っていますし、ますます期待できるなというふうに私は率直に思っております。

今回この関係の質疑を通しまして、本当に皆さん苦勞なさっているなというふうに思いますし、そのことによってさらに利用しやすい制度になると思います。ひいては市民の皆さんが喜ぶ制度にますますなっていくということですから、非常に喜ばしく思っています。これからの取り組みをさらに頑張ってくださいたいなというふうに思いますし、私も全力で応援していきたいなと、そんなことを申し上げて私の総括質疑を終わります。

以上です。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 私も1点なのですが、一般会計の教育費の公民館の耐震化に要する経費、今回は5億4,000万以上の予算が計上されております。まず、この5億4,000万の財源内訳をお伺いします。つまり補助金がどのくらいあって、過疎債がどうであってというような、少し中身を教えていただきたいというふうに思っています。

それから、今回予算が通れば公民館の耐震化についての工事が始まっていくと思うのですが、工事が始まっていくと公民館が使えなくなっていくのかどうかです。公民館が使えなくなったら、今まで利用されている方々がどういうふうになっていくのか、そして今後の工事のスケジュールなどをお伺いをしたいと思います。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君（登壇） 公民館の改修事業につきましてご答弁を申し上げます。

まず初めに、事業の財源というご質問でございます。財源についてであります。耐震改修等工事費5億3,980万7,000円のうち、基幹事業分として耐震工事及びエレベーターの耐震改修に係る事業費の3分の1である5,190万2,000円、効果促進事業分として耐久性向上、省エネ、バリアフリー化などの改修に係る事業費の2分の1である9,838万5,000円、計1億5,028万7,000円につきまして国の社会資本整備総合交付金を予定しております。また、この交付金を除く事業につきましては、

過疎対策事業として3億8,950万円を起債の予定であります。

続きまして、公民館改修のスケジュールと閉館時における対応というご質問でございます。まず、今後のスケジュールについて若干ご説明を申し上げます。工事の工程につきましては、4月上旬に告示し、入札を実施、5月上旬に契約を予定し、契約議決を考えており、11月下旬までに工事を完了したいと考えてございます。大規模な改修工事となりますので、工事の効率化、公民館利用者の安全の確保の観点から、7月から11月までの5カ月間は公民館全館を閉館として工事を進める予定であり、また工事期間中も図書館は閉館する予定であり、公民館と図書館の暖房設備が共有されていることから、暖房が必要となるまでに工事を完了させたいと考えてございます。

なお、公民館閉館期間中につきましては、グループサークル、各団体につきましては代替の施設につきまして昨年9月から調整を図っておりまして、全ての調整が終了しているところであります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 公民館というのは、いろいろなグループサークルに結構多く使われているものではありますけれども、今後の人口減あるいは高齢化を控えた砂川市にとって、公民館施設というものを耐震化して、5億4,000万かけて耐震化をしていく。つまり外から厚化粧をしていくということになるわけなのですけれども、一般質問でもいろいろ聞いてきましたけれども、例えば市役所を建てかえる予定がもしもあるならば、そこにこの公民館の機能も一緒にしたほうがより人が集まりやすいのではないかなどいろいろな提言はしてきましたが、なかなか市長も市役所の建てかえということを明言してもらえないので、まだまだ先になってしまうのかなというふうにも思っています。ただ、公民館の耐震化について、5億4,000万というのは本当に大きなお金ですから、耐震化はしたものの例えばあそこが洪水になった場合、水害のときでも避難所としてなり得るのかどうかということ、今回の耐震化の関連工事の中でそういうところも含めて工事が行われる予定なのかどうか、まずその辺をお伺いをしたいというふうに思うのと、それから今財源の内訳が出てきて、5億4,000万のうち大体1億5,000万は国からの交付金が入る。あとは過疎債が入るということで、普通の方々には過疎債というのが一体どういふことなのかなかなかわかりづらいというふうに思っています。できればその辺もわかりやすく説明をしてもらった上でご答弁をいただけたらよかったです。過疎債というのは、こっちで説明しましょうか、借りた7割分が後で交付税でお金が入ってくるというような有利な借金になるわけですが、ではこの公民館の5億4,000万のうち本当に純粋に砂川市の一般財源として幾らが必要なのかということをお伺いしたいと思います。

それから、工事の関係というのは4月上旬から、使えなくなるのは7月から11月ということでした。余り細かいことを聞くのもなんなのですが、ただ工事が行われてい

るときと同時に図書館はあいているということを今言われたので、工事が行われている間、入り口はたしか1カ所だったと思うのです。返却口があったり、裏口みたいなものは図書館にはありますけれども、図書館利用者に危険性とか、あるいは不都合みたいなものが生じないのかどうかちょっと心配なのですけれども、その辺もあわせてお伺いします。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 順次ご答弁を申し上げたいと思います。

まず、洪水時のことを考えた改修になるのかということでございますけれども、公民館につきましてはあくまで地震時の避難施設という位置づけでございますので、今回の改修に当たって洪水時の対応ということは予定してございません。

次に、一般財源の実質的な持ち出しということでございますけれども、交付税で返ってくる分ということも含めると約1億円程度が市の純粋な持ち出しになるのかなというふうに考えてございます。

それから、図書館の入り口、公民館の入り口が一体となっているということでございますけれども、図書館の横のスロープを上がって入っていくところの入り口、これを図書館の入り口として使ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 最後の質問になりますけれども、今の話だとどうやら総合体育館の場合よりも一般財源は少なく済むように聞こえるのですけれども、総合体育館もほぼ同じぐらいの金額を出しながら、一般財源としては1億四、五千万が出ていったというお話は前に聞いているのですけれども、本当に1億円の一般財源の持ち出しだけで済むのですかね。

それから、今は公民館の耐震化ということだけが予算書なんかにも書かれているのですけれども、実はそればかりではない5億4,000万なのだろうと思うのです。その辺のところを少しお話をしてもらったほうがいいのかなというふうに思います。どうも新聞報道や何かでも耐震化のことがクローズアップされているものですから、耐震化だけで5億というのはちょっとかかり過ぎかなというふうにも思いますので、ほかにどんなような内容がこの公民館で行われようとしているのかも最後の質問であわせてお伺いをしたいと思います。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 まず、純粋な一般財源ということでございますが、あくまで概算ということでご理解を賜ればというふうに思っています。

それから、改修の内容についてということでございます。まず、耐震部分の工事の概要ということからご説明申し上げますと、外部の耐震工事として壁面外部にV字形の外づけの鉄骨ブレースを2カ所、西面の地下部分の一部外壁に30センチの耐震壁を設置いたします。また、内部の耐震工事として25センチの耐震壁を6カ所、4階の一部に鉄骨ブレースを1カ所新設いたします。そのほか耐震以外ということになりますが、エレベータ

一の改修、それから外壁の改修、屋上防水改修、断熱改修、スロープの改修、それからトイレの全面的な改修、照明器具の改修、非常用発電設備の更新などを行う予定であります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長 東 英男君 小黒議員さん、もう一度発言を許します。

○小黒 弘議員 今のは正直失礼な答弁だと思うのです。予算計上しているのですよ。これ予算計上しているのに、この積算にちゃんと根拠がないとおかしな話になりますので、5億4,000万の工事をやろうとしている中で一般財源は幾らあるのですかと。そこが超概算なんていう話ではないと思うのです。実際同じような工事で総合体育館をもうやっていますので、同じ教育委員会ですよ。同じことをやっていて、ほぼ同じような交付金のメニュー、あるいは過疎債ということにいけば、大体こんなものという話ではないというふうに思っていますが、改めてお伺いします。

○議長 東 英男君 教育長。

○教育長 井上克也君 (登壇) 今議員のほうから財源の関係で話がございました。教育次長のほうから1回目の答弁の中で財源の内訳についてご答弁をしております。まず、耐震工事、あるいはエレベーターの耐震改修、これらは3分の1で交付金が出る。また、効果促進ということで省エネであるとか、あるいはバリアフリーであるとか、そういったことにも交付金が出ると。その中で、交付金と過疎債を活用して建設してまいりたいと。過疎対策事業債については、3億8,950万円ということでございまして、現年度建設に当たりましては、ほぼ一般財源の持ち出しはないのだろうと。あってもごくごくわずかであろうというふうに考えています。これについては、交付金、そして過疎債を充当するというところでございますから、ほとんど一般財源の持ち出しはございません。それで、約1億と申し上げましたのは、この過疎対策事業債、議員お話しのとおり、7割が交付税でバックされると、交付税で見られるということから、おおむねこの30%、3億8,950万円の30%が市の持ち出しということになります。ただ、これも利率等がその年度によって変わりますから、そういうことも含めて約1億というお話をしたのでございまして、また利率等によりましてこの数字については変動があるものというふうに考えてございます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 (登壇) 議案第7号、平成27年度一般会計予算について1回目の質疑を行います。

私は、2点について総括質疑をさせていただきます。まず、1点目ですが、地域公共交通について、措置されている予算が23万円と少額であります、その内容と公共交通の検討状況について伺います。

2点目として、特別支援教育支援員の予算について、小学校は3名から4名に、中学校はゼロから1名に、それぞれ1名ずつ増員予算が措置されていますが、特別支援教育支援

員の制度と具体的役割について伺います。

以上、1回目の質疑といたします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 私のほうから1点目の地域公共交通について予算の内容と検討状況についてご答弁を申し上げます。

地域公共交通につきましては、副市長を会長とする地域公共交通会議において新たな公共交通の導入について検討作業を行っているところであります。この地域公共交通会議は、交通事業者や官公庁の関係者により構成し、平成25年度は生活交通ネットワーク計画を策定するための調査事業を実施し、昨年6月に砂川市生活交通ネットワーク計画を策定いたしました。しかし、本格運行の実施には至らず、引き続き新たな公共交通の導入の可否について検討を進めるものとして、平成26年度においては10月から1月まで乗り合いタクシーによる実証調査運行を実施するとともに、その利用者に対するアンケートと事前登録者へのアンケートを実施してまいりました。実証調査運行の結果につきましては、市内を4エリアに区分し、1エリア1日12便を運行する計画で実施したところでありますが、利用総数は2,159便の運行により3,070人の利用をいただいたところであり、運行割合は全体の予定便数の36.6%となり、多くの方に利用していただいたものと考えております。また、アンケート調査でも利用満足度が非常に高いところでありますので、これらの結果をもとに今月中の開催を予定しております第5回地域公共交通会議の中で今後の方向性について協議することとしております。

当初予算で計上しております負担金につきましては、地域公共交通会議を開催する経費ではありますが、本格運行を行う場合には地域公共交通会議の中で具体的な運行方法などを協議し、昨年策定した生活交通ネットワーク計画の修正を行う必要があります。どのような手段で導入を進めるかの方向性を協議し、本格運行の方向性が示された場合には4月開催予定の地域公共交通会議で運行内容などを協議し、生活交通ネットワーク計画の変更、必要となる経費の補正を行い、本格運行につなげていきたいと考えているところであります。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君（登壇） 2点目の特別支援教育支援員報酬について、小学校、中学校にそれぞれ増員されている特別支援教育支援員の制度と具体的な役割につきましてご答弁申し上げます。

特別支援教育支援員につきましては、平成18年6月に学校教育法の改正が行われ、平成19年4月から小中学校等の普通学級に在籍する教育上特別な教育的支援を必要とする子供に対し、適切な教育を行うことが明確に位置づけられたところであります。

また、特別支援教育支援員の業務内容につきましては、授業の理解が不足する場合には授業内容を繰り返し説明するなど理解を手助けし、また体育や校外授業においては見守りや必要なサポートを行うなど、学校生活においてさまざまな支援を行っているところであ

ります。

砂川市の特別支援教育支援員の配置につきましては、現在3名を配置しており、砂川小学校、豊沼小学校、中央小学校を拠点とし、空知太小学校、石山中学校に対しましても支援を実施している状況であります。支援を必要としている児童生徒につきましては、現在小学校で52名、中学校で14名であります。平成27年度では小学校におきまして63名、中学校におきましては19名が予定されているところでありますので、平成27年度に向け、小中学校各1名の特別支援教育支援員の増員を図るものであります。

以上であります。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 まず、地域公共交通についてですけれども、利用者が3,070人、36.6%ですか、多くの方に利用していただいていると。アンケート調査でも利用満足度が非常に高いと。さらに、今後の方向性については、第5回の交通会議で協議していくということについては理解しました。

そこで、2回目の質疑を行います。まず、公共交通ですけれども、今後の交通会議の中で方針について協議するということですが、多くの市民の方々から公共交通への要望をたくさん私もいただいております。今回の調査運行は特にタクシーで運行されたことから、玄関先に車が来るので、バスの運行と比べても非常に使い勝手がよろしいということで、市民の評判が大変よろしいという反応が数多く寄せられております。また、そのほかにも、すぐにもぜひ本格的運行に入ってほしいという要望も出されているほどです。これからのスケジュールについて市はどのように考えているのか伺います。

次に、特別支援教育支援員についてですけれども、先ほど対象となる児童生徒の数がふえてきているということで、小学校は52名、中学校が14名のところ平成27年度の見通しが小学校63名、中学校17名ですか、そういうことで予算措置を考えているということは理解いたしました。

そこで、2回目の質疑ですが、特別支援教育支援員の処遇がどのようになっているのか伺います。また、特別支援教育支援員が勤務中に不慮の事故等により負傷した場合、また逆に児童等にけがをさせた事例というのはこれまで砂川市においては発生しているのかどうかについて伺います。さらに、万一の対応策として傷害保険等に加入しているのかどうかについて伺います。

続きまして、支援員が担当する児童生徒の対応は、大変デリケートな対応になるのではないかなというふうに思われますけれども、本人及び保護者に理解を得るための手続なり、どのような対応を行っているのか伺います。

以上、2回目の質疑にさせていただきます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 公共交通の関係でスケジュールはどのようになっているかとい

うご質問であったかと思えます。

今後のスケジュールにつきましては、本格運行を行うと決定された場合におきましては、運行に当たりましての許認可や国の補助年度が10月から開始されるということになっておりますので、地域公共交通会議でお示ししておりますスケジュール案といたしましては10月からの本格運行として提示しているところであります。運行事業者等とも十分に協議をしながら、このような形で進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 順次ご答弁申し上げます。

まず、支援員の処遇ということでございますけれども、これは砂川市の嘱託職員という位置づけでございます。

2点目の支援員の事故、あるいは児童のけが等の事故がこれまであったかということにつきましては、今現在事例はございません。

また、次に傷害保険等の加入状況ということでございますが、まず支援員に事故があった場合につきましては一般の労災保険が適用になるところであります。また、児童等にけがが生じた場合につきましては、スポーツ振興センターの共済傷害保険に砂川市の児童生徒は全員加入してございますので、そちらの保険から給付を受けられるという状況でございます。

また、支援員による支援を開始するに当たっての手續等ということでございますが、まず学校において、この児童生徒が支援員による支援が必要というふうに判断した際には保護者に状況を説明し、保護者の同意を得た上で支援員の支援を開始するという手續になってございます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 3回目の質疑を行います。

公共交通につきましては、許認可の関係で10月になってしまうということは理解しました。ただ、先ほど市民の声をお伝えしましたように市民としては強い要望があるのも事実でございますので、10月を前倒しすることは難しいということはわかりましたけれども、ぜひ本格運行を進めてもらいたいということをお願いしておきます。

次に、特別支援教育支援員についてですが、本市における支援を必要とする児童生徒数及び支援員の推移について伺います。さらに、本市には小学校5校、中学校2校が運営されておりますが、今回の予算措置で小学校4人、中学校1人の支援員の配員となりましたが、依然として学校の数を下回っているのが実態です。現在の人数が本当に十分なのでしょうか。今後の見通しについて最後に伺います。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 まず、特別な支援を必要とする児童数の推移ということでございますけれども、平成27年度で82名を予定してございます。さかのぼってまいります

が、平成26年は66名、平成25年は35名、平成24年は35名と直近の4年ではそのような推移になってございます。

それから、今後の支援員の配置に対する考え方ということでございますけれども、今回小学校、中学校各1名を増員することによりまして、教育委員会といたしましては支援が必要なお子様に十分な支援ができる体制が整うというふうに考えてございます。また、今後につきましては、そういう支援の必要なお子さんの数の推移を見守りながら、また支援員の配置について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員の総括質疑は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

議案第7号の総括質疑を続けます。

土田政己議員。

○土田政己議員 (登壇) 議案第7号 平成27年度砂川市一般会計予算について1点だけ総括質疑をさせていただきます。

それは、砂川市子ども・子育て支援事業計画についてであります。本年4月から開始される子ども・子育て支援新制度に基づいて新たに作成した砂川市子ども・子育て支援事業計画で、安心して子育てできる環境づくりを進めると述べて、この計画を具体的に推進するに当たり地域の役割や連帯が極めて重要だと考えられております。地域の役割は、子供の見守り、または子供の虐待防止などと言われておりますが、この計画の中で「地域資源や民生児童委員を初め、地域のちからを活用して」と述べられておりますけれども、これは具体的にはどういうことを意味するのかまずお伺いをしたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 砂川市子ども・子育て支援事業計画における地域の力の活用についてご答弁を申し上げます。

砂川市子ども・子育て支援事業計画につきましては、幼児期の学校教育、保育及び子ども・子育て支援事業の充実、その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進することを目的とした平成27年度から平成31年度までの5年を期間とする計画であります。この計画につきましては、平成25年12月より子供の保護者、子育て支援に関する当事者など市民10名の参画をいただき、「砂川市子ども・子育て会議」を設置し、計画づくりをスタートさせ、今月末に完成させることとしております。本計画は、14の基本施策に取り組んでいくこととしており、9番目の施策となる「児童虐待防止対策の充実」の中であらわしている「地域資源や民生児童委員を初め、地域のちからを活用して」の考えにつきましては、児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応に努めるとして、幼稚園や保育

所、小中学校等、子供にかかわる教育児童機関等の地域資源や、民生児童委員を初めとした子育て世帯の保護者や市民の皆様地域の力を活用していく必要があるとしてあらわしたものであります。特に岩見沢児童相談所管内における児童虐待の通報や対応がここ数年ふえる傾向にあり、本市においても対応策の充実を図っていく必要があると考えていることから、関係機関との連携を図るとともに、状況に応じたケース会議を行うなどして、児童虐待防止のためさらなる連携の強化を図る必要性について強調させていただいたところであります。

また、子育て世帯の保護者や市民の皆様においてもまちの情報把握やまちづくりへの関心を持つようにしていただくとともに、地域や人々とのかかわりやつながりを大切にしたり、地域のコミュニケーションづくりを進めたりしていただきながら、地域の民生児童委員とつながりを持っていただくことで児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応に結びつくことから、今後子育ての大切さや児童虐待の予防、発生時の対応や通報などに関する情報の発信の充実にも努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 今ご答弁いただきましたけれども、新たに作成された子ども・子育て支援事業計画の素案では、この計画の推進に向けて、今言われましたように全庁を挙げて取り組むとして推進体制が示されています。その中で、地域、行政、教育、保育施設事業者が連携して、子供とその保護者を支援していくというふうに言われています。中でも地域の役割として子供の行動への見守り役、あるいは子供の虐待を早期に発見する目配り役が挙げられております。これは非常に重要なことで、砂川市は高齢者の見守りは進んでおりますけれども、高齢者の見守りだけでなく、子供たちが、子育て家庭が安全で安心して暮らせるまちづくり、あるいは子供の人権が守られ、子供たちが犯罪被害に遭わないためにも、もっともっと地域との連携を強めることが必要でないかなというふうに思います。

そこで、先ほどご説明いただきましたけれども、地域資源や民生児童委員というのは私たちにもわからないのです。特に地域資源というのは今説明いただいてどういうことかというのはわかったのですが、やはりもっと皆さんにわかりやすい言葉にしたほうが、今説明されたようなことにしたほうがいいのであって、何か地域資源という言葉は国かどこかで使っているのかどうかわかりませんが、もっとわかりやすくしたほうがいいのでないかというふうに思います。

それで、今ご承知のとおり市内でも虐待が発生しているとか、あるいは市内でも不審者が出て非常に危険な状況にあるとかという、大変保護者は心配をされておりますので、やはり地域と連携を深めるもっと具体的な方策をとっていくことが必要でないかなというふうに思うのです。例えば私たちは非常に地域にいて情報が不足しているのです。以前は、例えば110番の家なんか、私のうちもそうなっているのですが、学校ごとでちゃんと情報の会議があったり、あるいはいろんな情報紙が流されてきたりしたのですが、最近は

全くわからないのです。どこに不審者が出たとか、どういうふうなことになっているとか、どういう状況とかというのをやっぱり地域の皆さんにしっかり情報発信して、そして地域とともに子育てをしていくことが私は重要でないかなというふうに考えますので、その辺の具体的な方策などについてお考えがあればお伺いしたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 まず、具体的な方策ということでございますけれども、砂川市におきましては虐待児童の対策のために要保護児童対策地域協議会というものを持っておりまして、こちらの中には岩見沢の児童相談所ですとか滝川の保健所、あるいは砂川警察署、そして市内の小中学校、幼稚園、保育所と、市立病院も入っておりますけれども、関係する団体が入って、その虐待防止のための協議を行っているということでございますので、ここの中ではそれぞれいろんな状況について情報交換をしながら虐待を防止するというような取り組みもさせていただいております。

また、ご質問がありました具体的な今後の取り組みということでございますけれども、特に先日来の不審者等につきましては、今現状でいけばファクスあるいは電話で小中学校、幼稚園、保育所と、こちらのほうに連絡をして対応をお願いしたということでございますので、砂川におきましては例えばメールで不審者情報を発信するとかそういうことはまだ行われておりませんので、こういう部分についても、メールだけが全てということではありませんけれども、情報発信の方法としてでき得るものについては今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 新たに作成された子ども・子育て支援事業計画は、先ほどご答弁いただきましたように総合的な子供の支援計画ですが、私たちが地域の役割として、先ほども言われましたように役割が示されておりまして、それはやっぱり子供たちの安全を守るための行動の見守り役が地域の役割であるし、もう一つは子供の虐待を早期に発見する目配りをする役割というのも地域に言われているのですね。そういう点では、これは非常に大事なことだというふうに思います。特に今砂川市でも先ほど言いましたように、以前は余りなかったように思ったのですが、最近は虐待もあらわれているというふうにも言われておりますし、また先ほど言いましたように不審者があらわれたり、学校で集団下校するようなことも起きているというふうなことになるれば、決して都会だけの問題ではなくて、地域で子供たちをしっかりと見守っていくということが非常に大事なので、そういう連携した取り組みをぜひ進めていただきたいということを申し上げて、質疑を終わります。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第8号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第8号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第9号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第9号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第10号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 議案第10号、砂川市介護保険特別会計予算について総括質疑を1点だけさせていただきます。

地域包括ケアシステムについてお伺いをいたします。市長は、予算説明の中で介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの位置づけに向けて取り組むと言われましたが、この地域包括ケアシステムの背景、意図、課題などについてまだ理解が広がっていないように思われますので、その内容と地域との今後の具体的かかわりについてお伺いをいたします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 地域包括ケアシステムの背景、意図、課題及び町内会など地域との具体的かかわりについてご答弁を申し上げます。

地域包括ケアシステムにつきましては、平成24年度の介護保険制度の改正において介護、予防、医療、生活支援、住まいを一体的に提供する仕組みとして取り組みが開始されております。この考え方の背景及び意図につきましては、我が国は世界でも例を見ないスピードで高齢化が進行しており、全国で約800万人と言われるいわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37年以降は、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれております。このため国では平成37年をめぐりに高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう地域の包括的な支援、サービス提供体制の構築を推進しているところであります。

地域包括ケアシステムを構築する上での課題につきましては、高齢者ができる限り住みなれた地域で生活するためには市町村がその地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて見守りや日常の生活を支援する仕組みをつくり上げる必要があります。地域包括ケアシステム構築には介護、予防、医療、生活支援、住まいを有機的に結びつけることにより、住まいを中心に住みなれた地域での自分らしい暮らしができるものであります。地域での予防、生活支援、住まいを中心とした施策として、砂川市では平成24年度から地

域で高齢者を見守る仕組みの構築に取り組んでおり、平成25年度からは町内会や民生委員の皆様のご協力のもと、地域高齢者見守り事業により町内会ごとの実情に応じた見守り体制の構築に取り組んでいるところであり、今後におきましても高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには必要とされる生活支援サービスの把握と開発に努めるとともに、町内会など地域において活動される皆様のご協力をいただきながら連携を図っているところでもあります。

また、介護、医療、住まいの連携におきましては、市立病院の電子カルテデータを中心に市の関係部署、市内医療機関、訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所など関係機関を結ぶ情報共有ネットワークの構築を推進しており、このことにより専門職同士の連携が図られることとなり、在宅医療の構築が進むものと考えております。在宅介護及び在宅医療の可能性を大きくすることにより、高齢者本人及び家族にとって最適な暮らしの選択肢が広がるものと考えております。

このように地域包括ケアシステムの構築には多方面から連携のアプローチが必要でありますので、本市におきましては市立病院を中心とした在宅医療及び高齢者の見守りを中心とした高齢者の生活支援、介護予防について取り組みを進めているところであり、一体的に機能する仕組みづくりを推進しているところでもあります。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 この地域包括ケアシステムという言葉は、2000年代に既に用いられていたのですが、これまで介護現場でも余り理解されていなかったというのが現実だというふうに思うのです。それが答弁にありましたように2012年の介護保険の見直しで地域包括ケアシステムの構築を推進することになり、これが全国的に大きく広がったというふうに言われております。

この地域包括ケアシステムは、社会保障費の抑制という、そういう側面と、もう一つは地域づくり、まちづくりの二面性を持っているというふうに言われておまして、私は社会保障費の抑制については触れませんが、先ほど答弁がありましたように今少子高齢化が進み、人口の減少が進行している現状から見て、高齢者や障害者など家族介護者を中心に地域住民の日常生活と暮らしを支えるこの地域包括システムは非常に重要な課題だというふうに思っております。これはまちづくりの基本にもかかわることではないのかというふうに思います。したがって、行政や関係機関、事業者、地域住民が一緒に考えて議論し、理解を深める体制づくりが私は必要でないかと思うのですが、これらの具体的な体制づくりについてのお考えがあればお伺いしたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 具体的な対策ということでございますけれども、まず地域包括ケアシステム自体は、先ほどもご答弁申し上げたようにいろんなものを組み合わせ、在宅でいることの可能性を広げていくと。そのことによってすぐに施設、すぐに病院という

のではなくて、在宅の可能性が広がればその地域に長く住んでいられるというのが最終的なこの地域包括ケアシステムの構築ということになりますので、進め方としてはとにかくいろんなところから少しずつ進めていくと。時間がかかってもそれを進めながら在宅の可能性を広げていくということになると思います。

今現在行っている対策につきましては、市民というよりは関係専門職の間で、市立病院を中心に「介護を考える会」ですとか、あるいは多職種を中心にした「地域ケア会議」ですとか、今現在はここの中で、専門職同士で今までそれぞればらばらだった取り組みについて一体となって進めていくと。そうすると、中心になるのは病院であったり、訪問看護ステーションであったり、地域包括支援センターであったりと。それはそれぞれの役割がございますので、入り口はそれぞれ違うかもしれませんが、実際に在宅でいる可能性が広がるということになると、そこ1つではもう間に合わなくなってきておりますから、その連携を深めることによっていろんな部署にお話をしたり、いろんな情報が入ったりということになってきますので、直近の考える会につきましては今の情報共有ネットワークの構築と、それからもう少し専門職同士の勉強会をして連携を深めて、もっと効率的にできないだろうかというところまで今進んでおりますので、まずはその中でいろんな構築をしていくと。そのお話の中にはもちろん高齢者の見守りというのがあって、地域の町内会の皆さん、あるいは民生委員の皆さんにご協力をいただいておりますので、当然そちらとの連携が次の段階になってくるといふふうに思いますので、今はそれぞれのところで始まっておりますけれども、これが一元的に連携されるような方式を進めるために先ほどご答弁したような内容を順次進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 この地域包括ケアシステムを基本にしたまちづくりは、市長のまちづくりの基本にもなっておりますし、それは市長もどこでもお話をされているのですが、なかなか内容が伝わらない状況があります。今言われましたように在宅介護あるいは在宅医療についても非常に関心が強いし、どうなるのだろうという、そういう市民の声もありますので、やはり関係機関や事業者だけでなく、地域住民が一体となって考えていくことが私は必要でないかというふうに思いますが、その辺について最後に、もし市長のお考えがあれば伺いしたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 市民を巻き込んでという話でございます。もともとこの在宅医療というのは突然始まったものでなくて、昔、皆さんご承知のとおり寝たきりゼロ作戦というのがあって、厚生労働省もそれを進めようとしたと。いわゆる脳卒中の人がそのまま寝たきりになると。これを防ごうというのがもともと本来はスタートだったのですけれども、なかなかそれが医療も入ってこない中でうまくいかなかったというので、再度医療も含めてちゃんとしなければならぬというのが恐らく今回の地域包括ケアシステ

ムなのだと思うのですけれども、行政でできるものの範囲が広いものですからいろんな職種が入ってくると。私は、もっと単純化して、わかるところから進めていかなければならぬだろうということで地域の見守りから入ったのですけれども、住民を巻き込んでといってもなかなか内容が複雑で、最初から巻き込むには難しいだろうと。理解してもらうのも難しいと。それで、私は切り口としては地域の見守りから入ろうと。それも町内会に負担をかけないように対象者を全部把握しようと。そこからスタートしたのですけれども、ちょっと言い方が難しいのですけれども、行政のできる範疇というのはまず最初には予防、要するに成人病健診を徹底して、脳卒中になる人たちを抑制していく。万が一なった人は、病院で急性期のリハビリをする。だけれども、今の現状では急性期のリハビリで帰されると慢性期ではやる人とやらない人がいて、ふれあいセンターでやっていますけれども、それが医療が入らなくなかなか機能していかないと。そういう問題がいろいろ入った中で地域包括でそれをトータルでやる、医療も入った中でやっというのが本来の地域包括ケアシステムだと思うのですけれども、いわゆる医療とか、今市民部長が言ったとおりいろんな方面で検討して、もっと深いところの話もしているのですが、私はもっと単純で、予防と、それから在宅、在宅と言うけれども、本当に在宅で皆さんやれるのかいと。地域の見守りまでは町内会の負担をかけないでできるけれども、在宅といったら家族の負担がすごく大変になる。それを軽減しなければ在宅にはならないと。だから、軽減するにはどうしたらいいのだろうかといったら、今回の介護計画にも入っていますけれども、やっぱり小規模多機能型の居宅介護ですか、それを市が整備してあげる。家庭の負担を、介護する人の負担を軽減するものは行政はできると。だから、グループホームもつくっていつてふやしていきながら、最後の手段はやっぱり福寿園になってしまうものですから、その定員もふやさないと。だけれども、施設をつくってしまうと介護保険が上がってしまうので、上がらないようにするためにはやっぱり予防も力を入れていって、そのトータルの関係でいくものですから、それとさっき市民部長が言っているチームの中でやっているとというのはもっと専門的な問題に入ってくるものですから、それをトータルで地域におろしてしまっただけで本当に理解されるのだろうかというのはちょっと、私も正直市長になったときにすぐ地域包括的な話を一回したことがあるのですけれども、それは困難だとか難しいとかと抵抗に遭ったというのが実際にありまして、それならわかるように見守りからもう一回手順を追ってやったほうがいいだろうと思うのですけれども、もう少し見えてくるまでおろすのは難しいのかなと思ったりもしておりますけれども、根は簡単なのです。寝たきりを防ごう、予防に力を入れよう、でも万が一なった人はそれを寝たきりにしないようなシステムを、いわゆる地域包括ケア病棟だとか、将来的には回復期のリハビリもきちんとマンパワーをそろえてつけて、寝たきりにさせない人をつくっていく。だけれども、万が一なった人は第一義的には地域でいたい人は地域で、家庭で支えなければならぬと。家庭で支えるためには、介護の人の負担を軽減するにはどうしたらいいのだら

うと。そしたら、やっぱりそういう施設を段階を追ってつくっていかないとならない。その一つが今回計画の中に入っている小規模多機能型居宅介護ですか、そこである程度、2週間ショートステイですか、に入ってもらって家族の負担を軽減しよう。その上にははまだグループホームもある。それから、地域包括ケア病棟に最大60日はいられると。それは、家庭の介護を軽減しよう、そうでないと在宅医療とかは成り立たない。そういう施設等を1つずつ整備しながら時間かけてやっていこうということで、今できるのは道の基金を使って、各診療所なり、事業所と病院との情報のやりとり。それは道の基金がありまして、道の基金は限りがあるので、早い者勝ち。その中で一番最初に手挙げて、さっさとそっちを整備してしまいましょうと。まだそこまでいっていないのだと思うのですが、要するに単費ではなくて道の金でやれるやつからやっていこうと。市ができるのは何かといったら、市長の権限で小規模多機能型の居宅介護ですか、そういうのは市長が許可すれば事業所が入ってきてやってくれる。グループホームも私市長になったときにすぐ許可してふやしている。そういうのを本当は段階を追っていけばいいのではありませんか、できるところからやっていかないと一遍に整備もできないしというのがございまして、ちょっと何を言っているか難しいのですが、思いがいっぱいありまして、行政のできる分野からやれるところを1つずつ整備していかないとちょっと難しいかなと。先進市では10年、15年かけてやっていったやつを今短期間でやろうとしているものですから、マンパワーも含めて、介護の人は介護の専門職、福祉は福祉の専門職、行政、それから地域包括ケアセンターの職員、訪問介護の職員とかいろんな人がまざってしまうものですから、それを医療を入れてやるところで今細かく問題点を洗い出ししていると思うのですよね。でも、究極はそのまま在宅でいたい人はできる限り入れるようなシステムをつくりましょうということに尽きるのですけれども、その条件整備をどうしていったらいいだろう、どの職種がどうかかわったらいいのだろう、医療はどこまでかかわればいいのだろうというのを今チームでやっていると思うのです。私は市長としては大がかりなくくりでやっていきましょうという号令を発しまして、先頭になってやったのですけれども、あとはプロの人たちがそれぞれ調整しながら、その在宅医療に進むための問題点を今1つずつクリアしているところで、市長として今はっきり言えるのは、施設のほうは徐々に市長の権限で整備していくことができる。道の基金を使った情報システムについても先に手挙げて、とりあえずやると。それから、地域包括ケア病棟も本来はもっとほかのセンター病院もやるという話を聞いたのですが、道内では砂川市しかやっていないと。やっぱりやるようになったら医者の問題だとかマンパワーとかいろんな難しい問題あったと思うのですが、そういう整備は1つずつやっております、これ以上になると細かい細部はちょっと私も申しわけないので、大がかりではそんなので1つずつやっていくしかないかなと。だから、予防も必ず入ってくるということで、何かとりとめなくなりましたけれども、ご理解いただけるでしょうか。ただ、副産物として出てくるのは、それをやるこ

とによって砂川市のいわゆる社会保障費も落ちる。私は、どっちかという施設をつくっても介護保険料を上げない方策はこの方法しかないだろうと。施設をつくれれば間違いなくどんどん、どんどん介護保険料は上がっていきますので、やっぱり在宅医療と一緒にあわせていかないとどこの市町村も大変になってくるから、砂川市はそこは10年がかりでもいいから早く手をつけていけるようにするけれども、介護保険なり、社会保障費もふえない方策もあわせてやっていくべきだというふうに考えております。申しわけございません。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第10号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第11号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第11号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第12号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員（登壇） それでは、議案第12号 平成27年度砂川市病院事業会計予算並びに予算編成方針の中で1点、看護師の充足について伺います。

予算編成方針において医師や看護師を初めとした医療技術者の確保に努めるとされておりました。今地方は、どこの病院、施設においても看護師不足が深刻になっています。砂川市立病院においても同様に問題であると認識しています。原因はさまざまあると思いますが、このままでは医療行為に支障が生じ、また残っている看護師に負担がかかり、さらに深刻な状況になることが懸念されます。看護師の充足状況、現状の問題点、看護師の充足に向けた対策について今回の予算の中での考え方をお伺いいたします。

○議長 東 英男君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君（登壇） 看護師の充足についてご答弁申し上げます。

全国的に看護師不足が課題となっておりますが、その大きな要因としては平成18年度に導入された7対1看護基準にあると考えております。特に都市部の大病院において7対1看護基準を維持するため看護師を大量に採用したことにより、地方の中小の病院で看護師が不足するといった傾向にあるところであります。

そこで、1点目の当院の看護師の充足状況についてであります。平成27年度予算における看護師数は、平成26年度当初予算と比較すると5名増の427名を予定しております。そのうち新規採用者数は30名であり、うち24名は附属看護専門学校の卒業生となっていることから、看護師の安定的な供給、確保にあつては、附属看護専門学校が大きく貢献しているところであります。

2点目の現状の問題点についてであります。求人に対しての応募者が少ないことや働きやすい職場環境の整備による一層の離職防止対策が現状の問題点と考えているところがあります。

3点目の看護師の充足に向けた対策についてであります。附属看護専門学校から安定的な供給、確保を図るとともに、道内各地の看護学校に対する求人活動の強化、さきに実施したアンケート調査結果をもとに院内保育所の保育内容の充実を図ってまいりたいと考えております。また、看護師より要望のありました3交代制勤務から2交代制勤務へのシフト変更を一部の病棟において実施しておりますが、こうした看護師が働きやすい勤務環境の整備を図ることで今後においても看護師の安定的な確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 今ほど充足状況ということで、砂川市は看護の専門学校があるということである程度安定的に充足ができるということは、ほかの病院から比べるとすごく有利なのかなというふうには思います。ただ、いろんな中の内情も含めて大きな問題の一つに離職ということもあるのかなというふうには思うのですけれども、ただ離職防止策というか、働きやすい環境づくりということで、本当に砂川市立病院は調べれば調べるほど、勤務しながら能力を高めたいという方に対してはしっかりとしたスキルアップのための研修やセミナーを開催しているだとか、それからいろんなことで負担がかかったり、精神的にというときにも、年3回の院内での職員面談というものも開催されていると聞きますし、子育てのための院内保育の充実、またその子育て期間中の時短制度ですとか3年間の育児休暇、それから今言われた2交代制の導入、またさまざまな福利厚生も含めて本当に多様なサポート体制はとられているのであろうというふうには思うわけなのです。また、離職者が復帰するためのブランク解消のための復職サポートといった点、本当にいろいろ調べると復帰とか看護師対策というような形で出られる項目のほとんどを砂川市立病院はやっている、にもかかわらずというところだとは思っています。これも長期的なことでは、こういったものをしっかり準備しておけば、ある程度ほかよりも離職は少なく済みたりとか、そういうようなことはあろうかとは思っていますけれども、その中でも恐らくこれまでも十分検討されてきていると思いますが、質問として、まず全国で看護師の離職者は60万人ぐらいいると。そして、全国の看護師不足は約5万人ぐらいいると。例えば砂川市の近隣の離職者数というのがある程度押さえられているのかどうかお聞かせ願いたいのと、それから砂川から離職する人に対するアンケート、離職理由であるとか復帰するための条件であるとか、そういったことを調査するものをやられているのかどうかということと、それから短時間正職員制度の導入についてなのですけれども、全国で2割程度の病院がこの短時間正職員制度を導入しているわけなのですが、これまでも恐らく内部では検討されてきていると思いますので、その検討状況についてお聞かせ願いたいなと思いま

すのと、それと同時に夜勤専従制度というのもあるということなので、この夜勤専従制度のこれまでの検討状況と考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長 東 英男君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 初めに、離職者の関係でのご質問にご答弁させていただきますが、まず近隣の病院等の離職者数というのは、これについてはうちのほうでは確たるものについては押さえていないということで、申しわけございませんが、ちょっとご答弁できないということでご理解いただきたいと。

それで、当院における離職率については、恐らく全国平均の関係はご存じかと思いますが、11.2%といったことで出ておりますが、当院におきましては1桁台の9.3%程度ということになっております。そうした中では、その離職する関係で、アンケートというよりも理由といったことにつきましては看護部のほうで確認して、さらには可能な限りは管理課の職員係といったところで確認させていただいている中では、一番多いものが他の医療機関へ転出と。その際の理由が、親がどうしても高齢化してきていますので、自分の親のもとへ、より近いところに行くといったこと、あわせて結婚されていけばご主人が転勤になるというようなことでどうしても一緒に行かざるを得ないので、これをとめるというのは非常に難しいということは看護部のほうからもお聞きしていると。あわせて札幌というか、都市部、大都市といったところの医療機関への転出といったところが最も多いと。次いで、結婚であるとか家事専従、こういったところで続いてくるところでございます。

それで、復職する際にこちらから条件づけということは特にしておりません。というのは、他の医療機関へ転出したり、さらには私が今の職というか、管理課の審議監の立場でいたときも留学ということは出てきましたが、そういった際もいつでもうちは門戸を開いて待っていますと、そういったことで本人には申し伝えているところでございます。

それと、続きまして短時間の関係につきましては、検討状況ということでございますが、この関係については既に実施しているということでご理解していただきたいと思います。

3点目に、夜勤専従制度ということでご質問ございました。この関係では、今1名がそういった形で一応在職しているといったところでございます。

そういったことで3点ご質問のご答弁とさせていただきます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 今ほどご答弁いただいたように、本当に充実した体制はとってはいるのだけれども、なかなか募集しても充足に結びつかない部分で、子育てと、それから家庭とのライフワークバランスですとか、それから復職に対するメリットというか、魅力というか、やっぱりそういった部分をもう少し考えていかなければいけないのかなというふうには思いますので、また機会を見ていろいろご質問していきたいなというふうに思って、総括を終わります。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第12号の総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております27議案は、議長を除く議員全員で構成する第2予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎休会の件について

○議長 東 英男君 お諮りします。

第2予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 東 英男君 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 1時47分